

スライド相談窓口の設置について（お知らせ）

今般、建設工事に使用する燃油・建設資材等の価格が高騰しており、工事受注後の請負代金額が不相当となる恐れが生じております。このような事象が生じた場合、建設工事請負契約約款第 26 条(スライド条項)を適用し、請負代金額の変更が可能となっております。

スライド条項の運用に関して、周知や制度の理解を図るため、受注者からの問い合わせや相談を受け付ける総合的な窓口として、「スライド相談窓口」を令和 4 年 6 月 1 日より、各総合支庁建設部建設総務課に設置いたします。

記

1 スライド相談窓口の業務*

- 1) 建設工事請負契約約款第 26 条（スライド条項）運用に関する周知
- 2) スライド変更等に係る受注者からの問い合わせ、相談受付
- 3) 相談事案に係る工事担当職員との調整

※ 対象となる業務は、県土整備部所管事業に限ります。

2 スライド相談窓口の設置場所

各総合支庁、地域振興局建設部建設総務課内（事業調整担当）

3 窓口設置期間

令和 4 年 6 月 1 日から当面の間